○まちづくり基本構想（後継プラン）(案)

まちづくりのテーマ：『環境』と『新技術』による地域活力創生のまちづくり

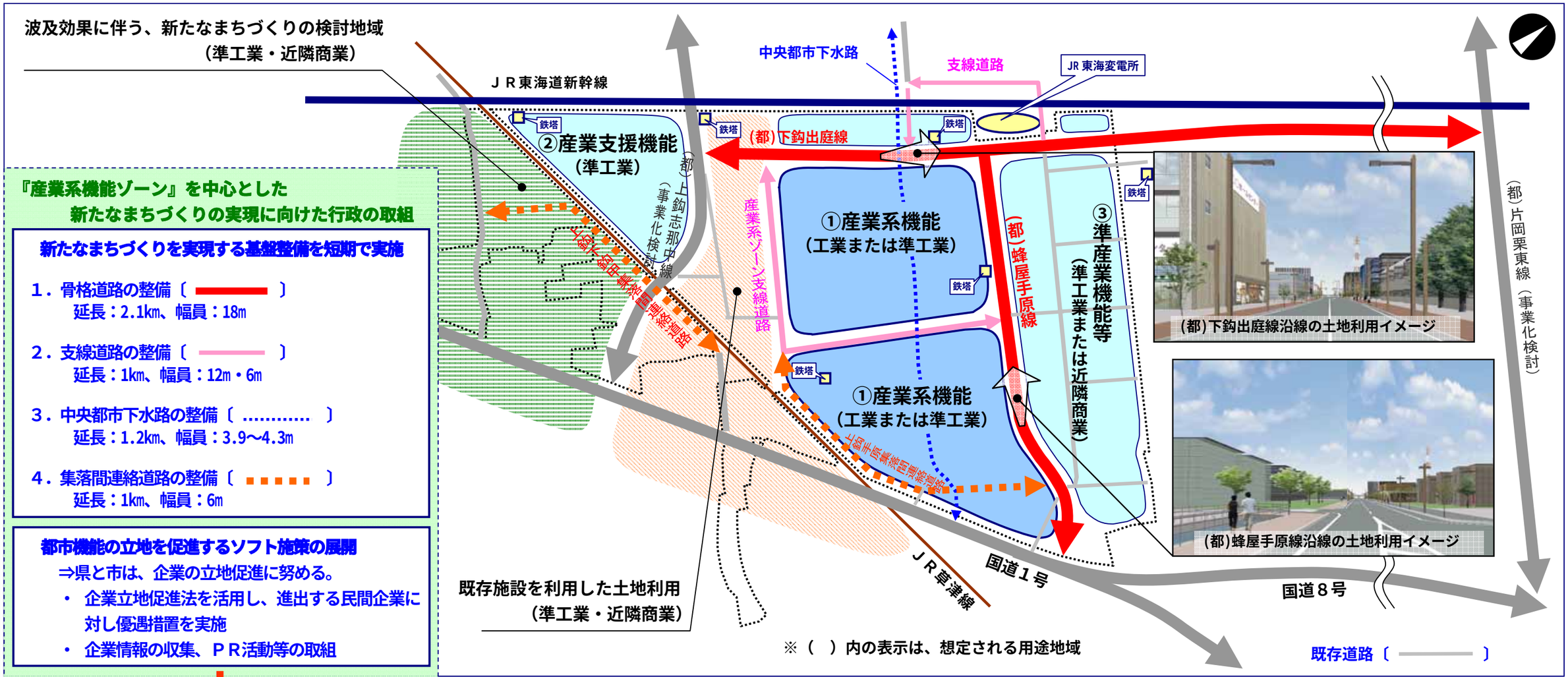

『産業系機能ゾーン』を中心とした新たなまちづくりの実現に向けた行政の取組

新たなまちづくりを実現する基盤整備を短期で実施

1．骨格道路の整備〔　　〕
　延長：2.1km、幅員：18m

2．支線道路の整備〔　　〕
　延長：1km、幅員：12m・6m

3．中央都市下水路の整備〔 …… 〕
　延長：1.2km、幅員：3.9～4.3m

4．集落間連絡道路の整備〔 ■■■■■ 〕
　延長：1km、幅員：6m

都市機能の立地を促進するソフト施策の展開

⇒県と市は、企業の立地促進に努める。

- 企業立地促進法を活用し、進出する民間企業に対し優遇措置を実施
- 企業情報の収集、ＰＲ活動等の取組

『産業系機能ゾーン』において企業立地が促進
『産業支援機能ゾーン』において関連産業が立地
『準産業機能等ゾーン』おいて生活関連機能が立地

県と市は、地域のまちづくり計画の策定など、まちづくりに対する支援に取り組んでいく。

② 産業支援機能

⇒ 産業系機能を補完する産業関連や物流などの多様な機能の土地利用を促進します。

研究・開発・事務施設のイメージ

商業・サービス施設のイメージ

① 産業系機能

⇒ 『環境』や『新技術』の分野における先進企業（概ね5ha～10ha程度）の集積を誘導します。

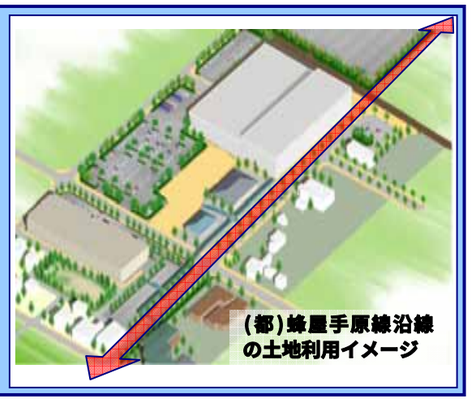
(都)蜂屋手原線沿線の土地利用イメージ

③ 準産業機能

⇒ 産業系機能の波及を受ける関連産業や、商業・居住などの生活関連機能の土地利用を促進します。

商業・サービス施設のイメージ

社員寮・社宅のイメージ